

帯広市清掃及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会並びに
帯広市清掃及び警備業務委託競争入札指名委員会に関する要綱

[平成13年2月1日制定]

目次

第1章 総則

第2章 帯広市清掃及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会

第3章 帯広市清掃及び警備業務委託競争入札指名委員会

第4章 雑則

附則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この要綱は、帯広市が行う施設の清掃及び警備業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者のうち、契約管財課が依頼を受けて行う競争入札に参加する者に必要な資格の審査及び指名について、その適正を確保するため必要な事項を定めるものとする。

第2章 帯広市清掃及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会

(設 置)

第2条 競争入札に参加しようとする者の参加資格の決定、審査、適格性の判定及び格付を行うため、帯広市清掃及び警備業務委託競争入札参加資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）を置く。

(組 織)

第3条 資格審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、生涯学習部長、総務部総務室長、総務課長及び契約管財課長をもって充てる。

4 前項の委員は、第8条第1項第2号の規定により資格の決定及び審査を行う場合においては、同項に規定する委員に加え、当該業務の所管課の長を充てる。

5 委員長は、必要があると認めるときは臨時の委員を任命することができる。

(委員長の職務及びその代理)

第4条 委員長は、資格審査委員会を代表し会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、生涯学習部長が委員長の職務を代理する。

(入札参加資格審査申請)

第5条 清掃及び警備業務の委託契約の競争入札に参加を希望する者は、別に定める競争入札参加資格審査申請書（物品・役務関係）（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請期間を定めたときは、その旨を告示するものとする。

(会議の招集)

第6条 資格審査委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

(議 事)

第7条 資格審査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 資格審査委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(業 務)

第8条 資格審査委員会の業務は次のとおりとする。

(1) 第5条の規定により提出があった申請書について、客観的審査事項に基づき算定した点数（以下「客観点数」という。）による格付等の判定

(2) 帯広市が発注する清掃及び警備業務委託契約のうち、各業務所管課から契約管財課に依頼があった契約に係る地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による一般競争入札の参加に必要な資格の決定及び審査

(3) その他競争入札の参加等に関し必要な事項の決定

2 前項第 1 号の客観点数は、直前 1 年間の売上高、資本金額、帯広市内における従業者数、営業年数及び流動比率の 5 項目について配分した換算点の合計点数とし、その換算点の配分内訳は別表 1 のとおりとする。

3 前項の客観点数に基づく格付等級は、別表 2 のとおりとする。

(格付名簿)

第 9 条 資格審査委員会は、前条第 1 項第 1 号の格付等を行ったときは、格付名簿を作成しなければならない。

2 委員長は、格付名簿に登載した者について、資格審査委員会が格付の修正又は取消しの判定をしたときは、直ちに格付名簿の修正又は取消しをしなければならない。

3 格付名簿は、公開するものとする。

4 格付名簿の有効期間は 2 年間とする。ただし、随時申請により受付を行った者の有効期間は、前期の有効期間までとする。

第 3 章 帯広市清掃及び警備業務委託競争入札指名委員会

(設 置)

第 10 条 清掃及び警備業務の委託契約に関する指名の適正を確保するため、帯広市清掃及び警備業務委託競争入札指名委員会（以下「指名委員会」という）を置く。

(組 織 等)

第 11 条 指名委員会の組織、委員長の職務及びその代理、会議の招集及び議事については第 3 条、第 4 条、第 6 条及び第 7 条の規定を準用する。

2 前項の規定により準用する第 3 条第 3 項の委員は、同項に規定する委員に加え、次条の規定により審議選定を行う各業務所管課の長を充てるものとする。

(業 務)

第 12 条 指名委員会は、帯広市が発注する清掃及び警備業務委託契約のうち、各業務所管課から契約管財課に依頼があった業務委託契約に関する指名について審議選定する。

(指名選定)

第 13 条 指名委員会は、前条により入札参加者を指名する場合、第 9 条第 1 項により決定された格付名簿に登載された者のうちから、別に定める清掃及び警備業務の委託契約に係る指名業者選定基準（平成 14 年 12 月 27 日制定）に基づき選定する。

第 4 章 雑 則

(意見の聴取)

第 14 条 資格審査委員会又は指名委員会の会議において委員長が必要と認めるときは、委員以外の職員から意見を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第 15 条 資格審査委員会及び指名委員会の委員長及び委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶 務)

第 16 条 資格審査委員会及び指名委員会の庶務は、契約管財課において行うものとする。

(委員長への委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はそれぞれの委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 1 月 1 日施行の清掃及び警備委託入札指名委員会に関する要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 14 日から施行する。

別表 1（第 8 条関係）

【実績高】 40 点

売上高（直前 1 年間）	換算点
1,000 万円未満	13
1,000 万円以上 1 億円未満	20
1 億円以上 5 億円未満	26
5 億円以上 10 億円未満	33
10 億円以上	40

【経営規模】 30 点

資本金額	換算点
1,000 万円未満	6
1,000 万円以上	8
5,000 万円以上	12
10,000 万円以上	16
50,000 万円以上	20

帯広市内における従業者数	換算点
10 人未満	3
10 人以上	4
50 人以上	6
100 人以上	8
300 人以上	10

*従業員数未記入事業所は、10人未満とする

【経営状況】 20点

営業年数	換算点
5年未満	6
5年以上	7
10年以上	8
20年以上	9
25年以上	10

流動比率	換算点
80%未満	6
80%以上	7
100%以上	8
110%以上	9
120%以上	10

別表2（第8条関係）

【等級区分表】

審査数値	等級
60点以上	A
50点以上60点未満	B
50点未満	C